

## 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人食育研究会 Mogu Mogu（以下「この法人」という。）の役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規定は、この法人の役員に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合、又はその可能性が生ずる恐れがある場合、当該役員は現状について事前に事務局長に申告するものとする。

2. 理事である事務局長が前項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表理事に対して行うものとする。

### (定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認をした上、申告を行った者を除くほかの理事と協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反が認められると判断した場合の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2. 前項にかかわらず、第3条2項に規定する場合、申告を受けた代表理事は、申告者を外した理事会で申告内容を確認した上、必要に応じ、当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、事務局にて管理するものとする。

### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 付 則

1. この規程は令和3年7月1日から施行する